

小規模事業者営業支援事業

～既存店舗の営業に必要な備品の更新、修繕等のための経費を支援します～

地域が必要と認める市内既存店舗において

「食料品店」「薬局」

「衣料品店」「理容・美容店」

「ガソリンスタンド」等の備品更新

修繕の経費に対して補助金交付しております。

補助上限額

50万円

※対象経費の1/2補助

食料品店・薬局

1. 冷蔵庫
2. 移動販売車
(新規・更新)
3. 商品陳列棚
4. レジ



衣料品店

1. 商品棚
2. 移動販売車
(新規・更新)
3. レジ

理容・美容店

1. 理美容用椅子
2. 理美容用洗面台
3. 専用車両
(新規・更新)
4. レジ



ガソリンスタンド

1. 地下タンク
2. 給油装置
3. 配達車
(新規・更新)
4. レジ



○補助対象者について

次の各号のいずれかに該当する者は、**補助対象者とはならない。**

- ・フランチャイズ経営を行っている者
- ・事業を第三者に譲渡又は転貸する者
- ・国、県又はこの補助金以外の市の補助金の交付を受ける者
- ・市税等を滞納している者
- ・新設店舗において新規備品購入する者
(※既存店舗においても新規備品購入に関して一部補助対象外有)
- ・交付決定から3年以上継続して営業を行わない者

申請書様式や
制度の詳細は
ホームページで
ご確認ください



※予算の範囲内における補助金交付となります。

○お問い合わせはこちら

郡上市八幡町島谷130-1 産業プラザ2階

郡上市役所商工観光部商工課 TEL:0575-67-1808



受付